

# 事案調書(戦略会議)

審議日 令和4年1月13日

案件名	令和4年度 国民健康保険税率の見直し等について							
所管	健康福祉	局区	生活福祉	部	保険企画	課	担当者	内線

審議事項 <b>(庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)</b>	国民健康保険税率の改定案について 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置の拡充について
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○継続審議。 ・税率の改定幅について再度検討すること。 ・税率の改定幅を変更した場合の基金充当金額のシミュレーションを作成すること。

## 事案概要 / 事業の実施期間

国民健康保険に係る財政収支の見通しを踏まえて国民健康保険税率を改定( )するとともに、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」の施行にあわせて未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置(5割)を導入し、本市独自施策として対象年齢を拡大するもの

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
実施内容	庁内調整	事業実施						
	予算査定							
	議案上程等							
	国保運営協議 会諮問・答申							

### ○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)		178,720	142,443	41,315	40,034	38,793	37,591	36,425
うち任意分		113,000	99,807	0	0	0	0	0
特財								
国、県支出金		54,720	31,977	30,986	30,025	29,094	28,192	27,318
地方債		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		124,000	110,466	10,329	10,009	9,699	9,398	9,107
うち任意分		113,000	99,807	0	0	0	0	0
捻出する財源		0	0	0	0	0	0	0
一般財源拠出見込額		124,000	110,466	10,329	10,009	9,699	9,398	9,107

捻出する財源概要...

### ○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和4年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	資料提供	令和4年2月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R3.12.8 関係課長打ち合わせ 会議 (政策課、総務法制課、財政課、債権対策課、健康福祉総務室、国保年金課)	国民健康保険税率の改定案について 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入について 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置の拡充について 結果:資料を一部修正の上、調整会議に付議することとする。
R3.12.15 調整会議	国民健康保険税率の改定案について 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入について 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置の拡充について 結果:原案のとおり、上部会議に付議する。
R3.12.24・28 決定会議	国民健康保険税率の改定案について 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置の拡充について 結果:原案を一部修正し、上部会議に付議する。 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置期間を2年間とすること。

備考	

# 令和4年度 国民健康保険税率の見直し等 について

令和4年1月13日  
健康福祉局生活福祉部  
保険企画課

# 目次

---

## 1. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

- (1) 令和4年度国保事業費納付金
- (2) 市町村国保の現状
- (3) 税率改定に当たっての考え方
- (4) 基金の活用による改定幅の抑制
- (5) 保険税率（案）
- (6) モデルケース

## 2. 子どもの均等割額減額措置

- (1) 減額措置の拡充について
- (2) 子育て世帯に係るモデルケース

## 3. 今後のスケジュール（予定）

# 1. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

## (1) 令和4年度国保事業費納付金

- 確定係数に基づく令和4年度納付金は、**201億9,100万円** (20,190,412,186円)
  - ・昨年度と比べて**3億2,400万円増加**した → 被保険者数は減少傾向にあるが、1人あたり保険給付費が増加したことが主な要因となっている

(単位：百万円)

歳入	予算見込額
国民健康保険税	13,912
保険給付費等交付金	50,203
繰入金	5,262
法定繰入金	4,321
法定外繰入金	941
決算補填等目的	0
その他	941
基金繰入金	0
繰越金	160
諸収入等	394
<b>歳入合計</b>	<b>69,931</b>

歳出	予算見込額
総務費	777
保険給付費	49,690
<b>国保事業費納付金</b>	<b>20,191</b>
医療給付費分	13,609
後期高齢者支援金等分	4,676
介護納付金分	1,906
保健事業費	713
諸支出金等	183
予備費	10
<b>歳出合計</b>	<b>71,564</b>

※予算見込額

約16.3億円の  
歳入不足

収支不足を全て保険税で賄う場合

約13%の  
税率改定が必要

# 1. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

## (2) 市町村国保の現状

【他の医療保険制度との比較】 出典：R3.3全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長  
及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料より

項目	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合
保険者数※1	1,716	1	1,391	85
加入者数※1	2,752万人	3,940万人	2,954万人	858万人
加入者平均年齢※2	53.3歳	37.8歳	35.1歳	32.9歳
前期高齢者 「65歳～74歳」 の割合※2	43.0%	7.5%	3.3%	1.4%
加入者一人当たり 医療費※2	36.8万円	18.1万円	16.0万円	15.9万円
加入者一人当たり 平均所得※2	88万円	156万円	222万円	245万円
加入者一人当たり 平均保険料※2 <事業主負担込>	8.8万円	11.7万円 <23.3万円>	12.9万円 <28.4万円>	14.3万円 <28.6万円>
<b>保険料負担率</b>	<b>10.0%</b>	7.5%	5.8%	5.8%

※1 平成31年3月末時点 ※2 平成30年度平均値

【本市の階層別世帯割合】

区分 (世帯所得)	割合 (%)
43万円以下	32.6
43万円超～ 200万円以下	33.7
200万円超～ 400万円以下	16.2
400万円超～ 600万円以下	3.7
600万円超～ 900万円以下	1.5
900万円超	1.2
未申告	11.1

約  
66  
%

※令和3年度当初賦課

- 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- 所得水準が低い
- **保険料負担率が高い**

国保では「配偶者」や「子」等の  
被扶養者に対しても保険税が  
賦課される

# 1. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

## (3) 税率改定に当たっての考え方

### 【税率改定の必要性】

- 国保事業費納付金の増加等により約16.3億円の歳入不足が見込まれる
- 県から示された「標準保険料率」に段階的に近づけていく必要がある
- 一般会計からの「決算補填等目的の法定外繰入」を再び生じさせない運営を目指す



**国保財政の更なる健全化を進めるとともに、国保事業の効率的・安定的な運営を維持するため、国民健康保険税率を改定する必要がある**

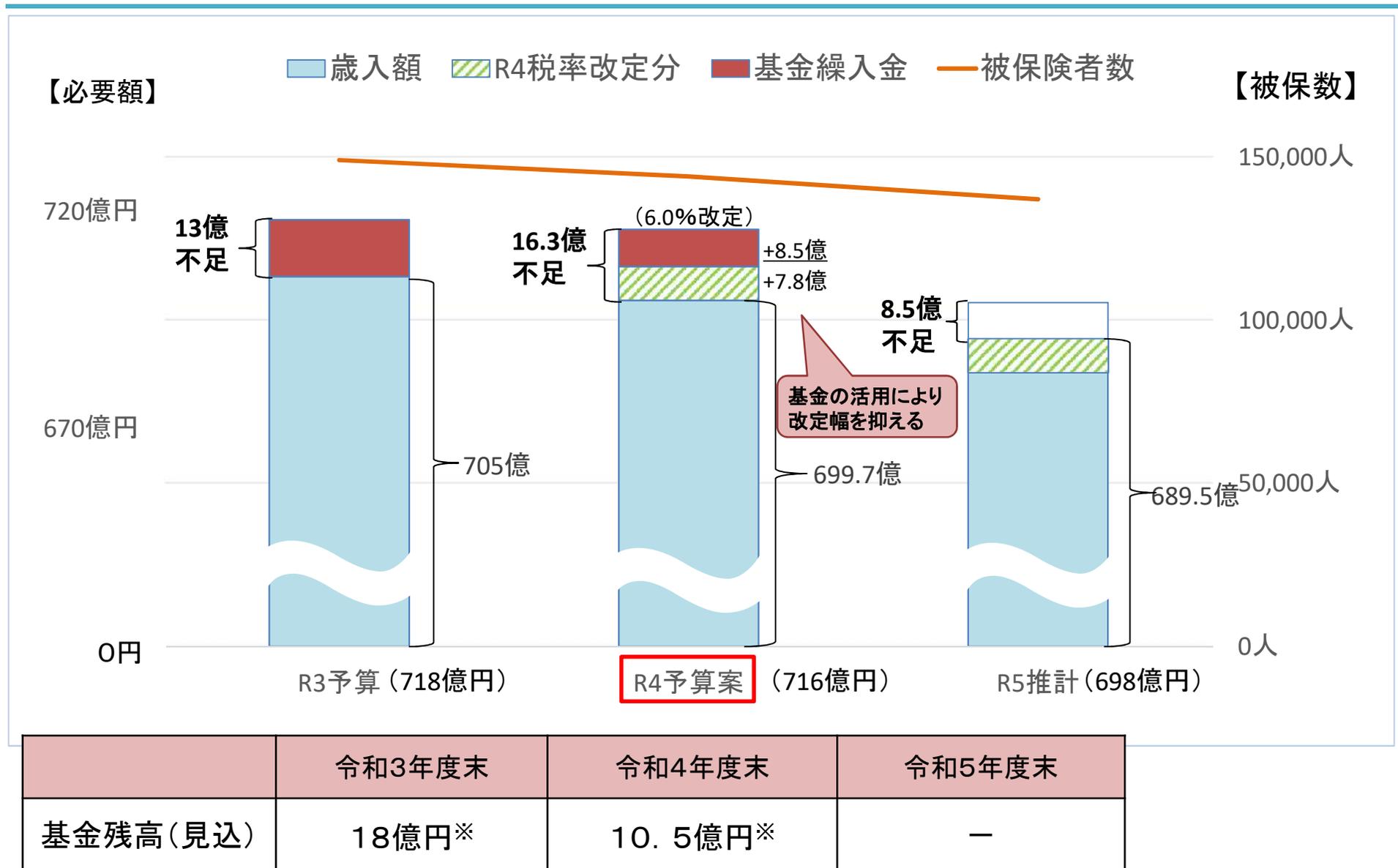
### 【税率改定の考え方】

- 新型コロナウイルス感染症による影響がある中、被保険者に更なる負担が生じるため、市国保財政調整基金からの繰入れにより市民生活への影響を抑えつつ、税率改定を行う
- 子育て世帯に対する負担軽減を図るため、法改正による未就学児を対象とした均等割額の5割軽減に合わせ、本市独自の取組として、対象者を18歳以下まで拡大する

※均等割の減額相当分を給付する手法は、被保険者の異動が多い国保制度にあっては公平性の担保が難しく、被保険者に不要な手続を求めることになるため、減額措置により対応

# 1. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

## (4) 基金の活用による改定幅の抑制



※令和3年度に剰余金約5億円、令和4年度に1億円を見込む

# 1. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

## (5) 保険税率 (案)

### 「市国保事業運営方針」を踏まえた税率改定の考え方

- 応能・応益の割合は、標準保険料率の水準（52：48）をベースとする。  
※【現行税率】51：49 ⇒ 【R4税率(案)】52：48
- 標準保険料率との乖離幅が特に大きい介護分について、優先的に見直しを行う。

### 令和4年度 国民健康保険税率 (案)

6.0%の改定

区分		医療分	後期分	介護分
応能分	所得割 (現行税率との差)	6.05% (+0.4%)	2.35% (+0.25%)	2.10% (+0.4%)
応益分	均等割 (現行税率との差)	25,500円 (+1,000円)	10,000円 (+500円)	9,500円 (+500円)
	平等割 (現行税率との差)	17,000円 (△600円)	6,000円 (+0円)	6,000円 (+600円)
一人当たり 平均調定額※ (現行税率との差)		67,452円 (+4.4%)	25,567円 (+7.6%)	27,826円 (+14.6%)
		96,188円→101,985円 (+6.0%)		

※介護分は介護2号被保険者一人当たりのため、内訳の合計と全体は一致しない。

### 【参考】現行税率

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	5.65%	2.1%	1.7%
均等割	24,500円	9,500円	9,000円
平等割	17,600円	6,000円	5,400円

### 【参考】標準保険料率

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.3%	2.44%	2.49%
均等割	26,491円	9,957円	12,412円
平等割	16,899円	6,352円	6,186円

### 【参考】過去の改定と繰入

年度	税率改定	決算補填等目的 の法定外繰入金
H25	+4.2%	42億円
H26	なし	39億円
H27	なし	46億円
H28	+4.0%	29億円
H29	なし	29億円
H30	+5.0%	22億円
R1	なし	10億円
R2	なし	0円
R3	なし	0円(予算)
R4	(+6.0%)	(0円)

# 1. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

## (6) モデルケース

### ● 39歳以下又は65～74歳の単身世帯

所得		R4税率案	現行税率	増減額 (伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	17,500円	17,200円	+300円 (+1.7%)
100万円	軽減なし	106,200円	101,700円	+4,500円 (+4.4%)
200万円		190,200円	179,200円	+11,000円 (+6.1%)
400万円		358,200円	334,200円	+24,000円 (+7.2%)

### ● 40～64歳の夫婦2人世帯

所得		R4税率案	現行税率	増減額 (伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	35,700円	34,400円	+1,300円 (+3.8%)
100万円	5割軽減	119,100円	111,200円	+7,900円 (+7.1%)
200万円	軽減なし	283,600円	263,200円	+20,400円 (+7.8%)
400万円		493,600円	452,200円	+41,400円 (+9.2%)

## 2. 子どもの均等割額減額措置

### (1) 減額措置の拡充について

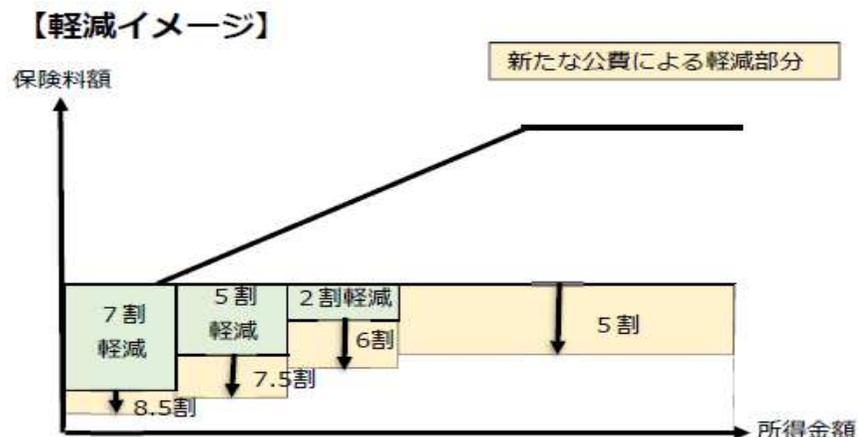
総合計画推進プログラム  
基幹事業として提案中

法改正により令和4年4月1日から未就学児を対象に均等割部分を5割減額するが、減額対象が限定的であるため、市総合計画の分野横断的に取り組む重点テーマとして「少子化対策」を掲げる本市独自の取組として、対象を18歳以下まで拡大し、税率改定の中にあっても負担の重い子育て世帯に対する負担軽減を行うもの

	法定の減額	本市独自の減額※
対 象	全世帯の未就学児（市内約3,600人）	全世帯の7～18歳（市内約8,400人）
経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>減額分：約4,400万円（国1/2、県1/4、市1/4）</li> <li>システム改修分：約2,200万円（全額国費）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減額分：約1億300万円</li> <li>システム改修分：約1,000万円（追加改修費）</li> <li>→必要財源：計1億1,300万円（財源未定）</li> </ul>

※相模原市行財政構造改革プラン第1期に合わせ、令和4・5年度に実施し、令和6年度以降の継続の是非について検討を行う

（現行税率）



保険税（年税額）	医療分（全員）	後期分（全員）	介護分（40～64歳）
所得割	5.65%	2.10%	1.70%
均等割（1人あたり）	2万4,500円	9,500円	9,000円
平等割（1世帯当たり）	1万7,600円	6,000円	5,400円
課税限度額	63万円	19万円	17万円

## 2. 子どもの均等割額減額措置

### (2) 子育て世帯に係るモデルケース

#### ● 【国の減額対象】 39歳以下の夫婦 + 未就学児の子1人の3人世帯

所得		R4税率案	現行税率	増減額 (伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	33,500円	37,600円	-4,100円 (-10.9%)
100万円	5割軽減	103,600円	106,900円	-3,300円 (-3.1%)
200万円	軽減なし	243,500円	247,200円	-3,700円 (-1.5%)
400万円		411,500円	402,200円	+9,300円 (+2.3%)

#### ● 【国の減額対象外】 40~64歳の夫婦 + 7~18歳の子1人の3人世帯

(本市独自の減額なしの場合)

所得		R4税率案	現行税率	増減額 (伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	46,300円	44,600円	+1,700円 (+3.8%)
100万円	5割軽減	136,900円	128,200円	+8,700円 (+6.8%)
200万円	軽減なし	319,100円	297,200円	+21,900円 (+7.4%)
400万円		529,100円	486,200円	+42,900円 (+8.8%)

(本市独自の減額ありの場合) ※課税限度額により、所得約740万円から985万円にかけて減額効果が段階的に減少する

所得		R4税率案	現行税率	増減額 (伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	41,000円	44,600円	-3,600円 (-8.1%)
100万円	5割軽減	128,000円	128,200円	-200円 (-0.2%)
200万円	軽減なし	301,400円	297,200円	+4,200円 (+1.4%)
400万円		511,400円	486,200円	+25,200円 (+5.2%)

### 3. 今後のスケジュール（予定）

時期		内容
令和3年	11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付金・標準保険料率の試算（県から通知）</li> <li>仮係数に基づく令和4年度保険税率（案）の算定</li> </ul>
	12月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁議</li> </ul>
令和4年	1月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付金・標準保険料率の確定（県から通知）</li> <li>確定係数に基づく令和4年度保険税率（案）の算定</li> </ul>
	1月17日 1月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市国民健康保険運営協議会委員に資料送付</li> <li>同協議会に「令和4年度保険税率（案）」を諮問</li> </ul>
	1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>同協議会から答申</li> <li>令和4年度保険税率（案）の決定（市長決裁）</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正条例案について正副議長説明（＋会派説明）</li> <li>改正条例案を市議会定例会議に提案</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会定例会議において採決</li> </ul>

令和 4 年 1 月 1 3 日

1 令和 4 年度 国民健康保険税率の見直し等について

【健康福祉局】

( 1 ) 主な意見等

○( 下仲副市長 ) 1 8 歳以下の均等割減額についてコロナ臨時交付金を充当する場合の整理はついているか。

( 健康福祉局長 ) コロナ禍における負担軽減の必要性のなかで説明できると考えている。

○( 市長 ) 平成 3 0 年度以降、3 年間にわたり税率の改定を行わなかった理由はあるか。また、平均で税率 6 % の改定に際して、対象となる市民がどのようにこの数値をとらえると考えているか。

( 生活福祉部長 ) 県から示される納付金や保険税の収納率より、税率改定の実施について検討することになるが、収納率の向上による歳入増加や想定よりも低い県への納付金などにより、税率改定を行わなかった経緯がある。今回改定の 6 % という数値は対象となる市民にとっての負担は大きいと思う。

○( 市長 ) 一般会計からの決算補填等を目的とした法定外繰入を行わないことについて、局としての見解はあるか。

( 生活福祉部長 ) 持続可能な国保運営を目指しており、原則的に決算補填等を目的とした法定外繰入は回避したいと考えている。ただし、経済状況の急変など、今後の状況により判断が必要となる可能性はある。

○( 市長 ) 均等割減額措置について本市独自の取組であると聞いたが、他市の状況は把握しているか。また、市独自の取組であることの周知に努めていただき、市民に分かりやすいものになるようにしていただきたい。

( 生活福祉部長 ) 政令市では仙台市が従前より 1 8 歳未満の均等割を 3 割減額している。また、県内では中井町などで 1 8 歳以下の均等割の全額免除を行っている。

○( 財政局長 ) 均等割減額分は決算補填等を目的とした法定外繰入になるのか。

( 生活福祉部長 ) 分類は法定外繰入となるが、国における解消すべき繰入金には当たらない。

○( 市長 ) 先ほど説明を受けたように、私自身も税率改定 6 . 0 % の数字は被保険者から見れば大きい数値であると思う。国保加入者の多くを占める所得水準の方々を考えれば、コロナ禍において日々の生活が厳しい世帯も多いと考えられることから、改定率 5 % 台での対応は出来ないのか。資料では 8 . 5 億円の繰入となっているが、仮に基金繰入を 9 億にした場合の改定率は何パーセントになるのか。

( 保険企画課長 ) 細かい試算はしていないが、5 . 7 % 程度の改定になるのではないかと考えている。

○( 市長 ) コロナ禍で生活が厳しい世帯が多いことを考えれば、基金での充当を増額

することを検討していただきたい。

○（下仲副市長）今回の税率改定に当たり、均等割減額措置を行うことがセットとなっているが、減額措置を踏まえた改定率は平均でどの程度であるか。

（保険企画課長）5.2%程度になる。

○（下仲副市長）減額措置を行うことで5%台にはなっているとの理解でよいか。

（生活福祉部長）対象により減額の効果がある世帯とない世帯があるが、平均すればそのとおりである。

○（石井市長公室理事）対象となる市民がまず感じるのは、条例改正でどの程度負担が増えるかであり、均等割減額措置とは切り分けて考えるべきであるとする。条例改正の数値は平均すれば6.0%であることは間違いなく、市民に大きな印象を与えるものと考えている。

○（下仲副市長）具体的な改定率が条例に出ることはなく、また、所得水準や家族構成により税率改定による影響は世帯によりそれぞれであり、6.0%とはあくまでも全対象者を平均した数値と理解していたがいかがか。

（生活福祉部長）そのとおりである。

（下仲副市長）そうであれば、市民や議会に対して均等割減額措置を含めた平均値で説明することが出来るのではないか。

（生活福祉部長）仮に条例改正の審議において、平均して何パーセントの改定なのか聞かれた場合は6.0%の数値を示したのちに、減額措置を実施した場合の実質の改定率を示すことが必要と考えている。

○（石井市長公室理事）市長の要望であったように、基金を5,000万円追加で充当し、均等割減額措置を行った場合、実質の改定率は何パーセントになるか。

（生活福祉部長）5,000万円であれば、改定率約0.3%相当と考えられるので、概算であるが改定率4.9%程度になると考えている。

（石井市長公室理事）条例改正のみを見れば、過去最大値の改定幅となるが、減額措置を加えれば、過去最大値である5%の改定よりも低いと説明することもできる。

○（下仲副市長）上げるタイミングでの改定率のみで見るのではなく、過去3年間に於いて保険税率を改定していないことも加味して議論しなければならないと考える。また、基金は使えばなくなるもので、今後の収支を考えて使用しなければ、必要な時に足りなくなる。局の考えとして一般会計からの繰入はしないことを前提としているならば、そのあたりも考慮した上で税率を決定する必要がある。

○（網本市長公室理事）下仲副市長が発言されたように、保険税抑制のためジェネリック推奨などにより給付費削減を進めた結果、3年間保険税を上げずに対応してきた成果を説明する必要もあると考える。

○（隠田副市長）所得200万円の方々は既に年間20万円程度の国保税を納付している。その現実があるなかで、2年毎に改定をすればいいとの話ではないのではないか。個人的な意見にはなるが、対象者の生活維持を考えた場合、既に国保税を上げる状況にないと考えている。その中においても、国保制度の維持のために今回の改定は致し方ないと考えているが、その上げ幅を出来る限り少なくすることは必要な措置であると考えている。

○（下仲副市長）コロナの影響を受けた方々には10万円給付などの様々な施策も実

施している。国保の税率改定を単体で見のではなく、支援制度も含めた全体でみる必要があると考えている。

○(森副市長)国保対象者である18歳以下の子どもがいない前期高齢者に対しては均等割減額は対象ではないなど、すべての国保対象者が支援されるわけではない。国保制度の課題が様々ある中で、基金残高で対応可能な範囲であれば、税額の上昇抑制を検討すべきではないか。

○(下仲副市長)基金繰入などで可能であれば、実施に反対するものでないが、本当に基金残高は足りるのか。

(生活福祉部長)現在のシミュレーションによれば、繰入金額を9億円としても基金の維持は可能と考えている。

○(下仲副市長)会議にて出た意見を基に事案担当局にて改定する税率については再度検討し、修正した資料を基に再度審議する必要があると考えているが意見はあるか。

意見無し。

## (2) 結果

○継続審議。

- ・税率の改定幅について再度検討すること。
- ・税率の改定幅を変更した場合の基金充当金額のシミュレーションを作成すること。

以上